２　高齢者・障がい者の人権

（１）高齢者をめぐる状況について

①　急速な高齢化

日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行している。

2017（平成29）年9月15日現在、65才以上の人口は3515万人（東京：307.8万人）であり、高齢化率は27.7％（東京：23.3％）である。2065（平成77）年には2.6人に1人が65歳以上、約4人に1人が75歳以上になることが予想されている（内閣府平成30年版高齢社会白書）。

②　高齢者の介護

厚生労働省の発表によれば、2018（平成30）年7月末現在、要介護（要支援）の認定者数は651．2万人に上る（第1号被保険者に対する65歳以上の認定者数の割合約18．2％）。これに伴い、介護保険制度も予防重視型システムへの転換が図られており、2025（平成37）年を目処に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるような包括的な支援・サービス提供体制『地域包括ケアシステム』の構築が推進されている。その中心である地域包括支援センターでは、高齢者虐待防止・早期発見のための事業その他の権利擁護のために必要な事業も担うこととされており、日本司法支援センターのみならず（総合法律支援法32条2、3項参照）、弁護士会・弁護士と同センターとのより一層の連携強化が望まれるところである。この点、日弁連高齢者・障害者支援センターが全国６か所でモデル事業を行った上で推進している、地域包括支援センター等との連携への取組みは東京においても積極的に行っていくべきである。

③　高齢者の虐待防止

高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）施行後も、要介護高齢者等に対する虐待問題は解決していない。厚生労働省の調査（2016（平成28）年度）で高齢者虐待と判断されたものだけでも、養護者による虐待につき1年間で16，384件（相談・通報27,940件）、養介護施設従事者等による虐待につき1年間で452件（相談・通報1,723件）にも上る。いずれも増加傾向にあるところ、虐待の早期発見努力義務（高齢者虐待防止法5条）が課せられている弁護士には、より積極的な関与が期待されている。弁護士会では、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会に高齢者虐待防止に関する部会を設置して検討を重ねているが、より一層の取り組みが求められる。被虐待者（高齢者）の法定後見制度の利用が事態の打開につながることもあり（平成27年11月13日及び平成28年2月19日付厚生労働省老健局長通知参照）、市町村長による後見開始審判の申立て（老人福祉法32条等）の支援・代理業務（特に、迅速な対応を要する審判前の保全処分申立、続く財産管理者の業務において弁護士の役割は大きい）や後見業務等に関しても弁護士の活躍が期待されている。また、高齢者権利擁護等推進事業についても、平成29年度に高齢者虐待対応に係る市町村等の体制整備に資するべく抜本的な見直しがされており（平成30年3月28日付厚生労働省老健局長通知参照）、弁護士・弁護士会においても積極的に関与していくべきである。

（２）障がい者をめぐる状況について

①　障害者の権利に関する条約の批准と国内法令の整備等

2014（平成26）年1月20日、日本は、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の批准書を寄託し、同年2月19日、同条約は日本について効力を生ずるところとなった。本条約の批准に向けて政府は、2011（平成23）年「障害者基本法」の改正、2012（平成24）年「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（総合支援法）の制定、2013（平成25）年「障害者の雇用の促進等に関する法律」（雇用促進法）の改正及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定など、国内法の整備を行っており、これらは日弁連の長年にわたる政府への働きかけの成果といえよう。しかし、未だ障害者権利条約の趣旨を実現するにあたって国内法整備が十分であるとは言い難い。例えば、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第193回国会に提出、第194回国会で衆議院解散により廃案になったもの）は、精神障害者の声を十分に反映させたものになっていなかった（2017（平成29）年11月15日日弁連「精神保健福祉法改正案に対する意見書」）。弁護士会としては、今後も、障害者権利条約の趣旨を活かした国内法の整備を進めるよう、政府に積極的に働きかける必要があろう。（2014（平成26）年10月3日「障害者権利条約の完全実施を求める宣言」等）。

　加えて、既に施行された国内法の運用等にも注視していくべきである。この点、雇用促進法においては、国や地方公共団体、民間企業に対して、従業員の法定雇用率以上の障害者の雇用を義務づけているにもかかわらず、中央省庁において障害者の雇用割合を水増しし、法定雇用率を下回る運用がされていたことが明らかとなった（2018（平成30）年8月28日厚生労働省「国の行政機関における平成29年6月1日現在の障害者の任免状況の再点検結果について」）。弁護士会としては、条約や法の趣旨が形骸化されることのないように監視していくことが必要であろう。障害者差別解消法（2016（平成28）年4月1日施行）については、障害者への理解を深め、差別を解消する取組みをより推進するため、自治体が独自に条例を制定する動きが出ている（「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」等）。弁護士会も、自治体等と連携して、このような条例の制定をバックアップすることは有意義である。

②　障がい者の虐待防止

　2012（平成24）年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関す

る法律」（障害者虐待防止法）が施行された後も、障がい者に対する虐待問題は解決していない。

2016（平成28）年度、都内で障害者虐待と判断されたものだけでも、養護者による虐待101件

（相談・通報・届出308件）、障害者福祉施設従事者等による虐待21件（相談・通報・届出170

件）及び使用者による虐待37件（相談・通報・届出51件）に上っている。

同法では障がい者への虐待を発見した人に市町村への通報を義務付けたほか、虐待が疑われ

る家庭への市町村の立入調査も可能とされ、埋もれがちであった虐待の実態が明らかになってきたともいえるが、虐待を受けたことの認識がない、被害を訴えることが困難であるという障がい者の事情に鑑みれば、高齢者虐待に対する取組みと同様に、弁護士・弁護士会がより積極的に障がい者の虐待の防止・救済に関わっていくべきである（この点、山口県弁護士会では、

障害者施設での虐待防止を目的に、知的障害者福祉協会と包括協定を結んでいる）。また、障害

者権利条約の趣旨を活かし、障がい者の尊厳が尊重される生活を確保するためにも、障がい者

の虐待防止の仕組みの範囲を拡大し、学校、保健所等、医療機関、官公署等における虐待も障

害者虐待防止法の適用対象とするものに改正するべく、弁護士会は今後も積極的な提言・取

組みを行っていくべきである（上記「障害者権利条約の完全実施を求める宣言」）。

（３）高齢者・障がい者の財産管理・身上監護の制度～成年後見制度

成年後見制度は、財産管理・身上監護において、高齢者・障がい者の権利擁護の役割を果たす制度であるが、最高裁判所の統計によれば、2017（平成29）年12月末日時点における成年後見制度利用者数は全国で合計210，290人（前年203,551人）に止まり、未だ制度として定着したとは言い難い状況である。加えて、そもそも、現行の成年後見制度は、精神上の障がいによる判断能力の低下に対し画一的かつ包括的な行為能力の制限を定めているが、前述の障害者権利条約の趣旨に鑑みれば、個々人に応じた必要最小限の制限にとどめ、当事者が可能な限り自己決定しうる支援と環境整備を原則とする制度に改めるべきである（上記「障害者権利条約の完全実施を求める宣言」）。2015（平成27）年10月1日に行われた人権擁護大会シンポジウムでも「成年後見制度」から「意思決定支援制度」への転換が模索されたところである（2015年（平成27）年10月2日「総合的な意思決定支援に関する制度整備を求める宣言」）。2016（平成28）年4月8日には成年後見制度の利用促進に関する法律が成立し、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会による本格的な議論が開始されたが、弁護士会も、成年後見制度の一翼を担う専門職団体として、より積極的に成年後見制度の改革の議論に参加していくべきである（2016（平成28）年4月22日付会長声明、及び、2017（平成29）年2月16日付東京弁護士会会長「『成年後見制度利用促進基本計画の案』に盛り込むべき事項に関する意見募集（パブリックコメント）に対する意見」参照）。　　　　　　　　　　　　　　　（以上）